



平成29年 1月27日
四国地方整備局

四国地方整備局入札監視委員会第一部会の 審議概要について

四国地方整備局入札監視委員会第一部会は、平成28年度第3回定例会議を下記のとおり開催しました。

審議内容は、四国地方整備局(港湾空港関係は除く)が平成28年7月から平成28年9月までに発注した工事、建設コンサルタント業務等及び役務・物品の中から委員が無作為に抽出した6件の入札・契約手続に関する事項について審議を行いました。

その審議概要は別添のとおりです。

記

開催日 平成28年12月15日(木)
場 所 高松サンポート合同庁舎

問い合わせ先

高松市サンポート3番33号 電話 087-851-8061(代表)
四国地方整備局入札監視委員会事務局
主任監査官 山下 安一 (内線2114)
契約管理官 山田 久男 (内線2222)
技術開発調整官 石田 和敏 (内線3120)

別添

四国地方整備局 入札監視委員会第一部会第3回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成28年12月15日(木) 高松サンポート合同庁舎 13階会議室					
委員(部会委員5名)	部長 山中 英生(徳島大学大学院教授) 委員 石川 千晶(公認会計士) 委員 籠池 信宏(弁護士) 委員 五艘 隆志(高知工科大学准教授) 委員 柴田 潤子(香川大学大学院教授)					敬称略 委員は50音順
審議対象期間	平成28年7月1日～平成28年9月30日契約分					
審議案件	総件数 6件(工事3件、建設コンサルタント業務等2件、役務及び物品1件)					
	入札方式	件名	契約の相手方	契約金額(千円)	入札者数	落札率(%)
工 事	一般競争 (政府調達協定適用対象工事以外)	平成28年度 番屋川1号橋下部第2工事	(株)村上組	178,416	2	98.31
	一般競争 (政府調達協定適用対象工事以外)	平成28年度 十市海岸堤防改良(その3)工事	(株)三谷組	251,640	1	89.52
	一般競争 (政府調達協定適用対象工事以外)	平成28年度 山鳥坂ダム調査横坑試掘工事	(株)西田興産	209,520	1	97.26
建設コンサルタント業務等	簡易公募型競争	平成28年度 横瀬川ダム植物モニタリング調査業務	八千代エンジニアリング(株)	14,904	1	82.68
	簡易公募型プロポーザル	平成28年度 河川水辺の国勢調査(ダム湖版)総括検討業務	(一財)水源地環境センター	39,744	1	100.00
役 務 及び物品	一般競争	平成28年度 四国八十八景選定支援	日本工営(株)	7,743	2	80.65
報告事項	①談合情報等の対応状況 ②再度入札における一位不動状況・低入札の発生状況 ③指名停止状況					
委員からの意見質問、それに対する回答等			別紙のとおり			
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし			
備 考						

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 抽出案件の審議概要

(1)一般競争入札(政府調達協定以外)	
意見・質問	回 答
<p>平成28年度 番屋川1号橋下部第2工事</p> <p>(入札価格に対し、)点数で逆転している案件であるが、点数がずいぶん違っており、工事成績で大きく差がついている。技術提案については2者とも満点で差がついていないが、技術提案はそういうものなのか。</p> <p>どのくらいのボリュームの提案書を書いているのか。</p> <p>A4、1枚で判断できるものなのか。</p> <p>入札者が6者で、落札率が98%であったという事で抽出したが、3者が調査基準価格未満、1者が超過、2者が範囲内であるが、数だけみると、低入の3者の価格でできるのではと思ってしまうがどうなのか。</p> <p>3者が低入で、低入札調査を辞退しているが、辞退した理由は何か。ハードルが高いのか。</p> <p>不思議なのが、他の案件についても、ほとんど低入調査に応じないというのは、何かそれなりの理由があるのではないかと。</p> <p>低入札調査を受けた率は出ているか。</p>	<p>今回、技術提案S型でやっており、技術提案はコンクリートの品質確保の点で行っている。2者ともにしっかりした会社で、コンクリートの品質確保が図られるという事で、技術提案については満点となっている。</p> <p>A4で1枚となっている。</p> <p>コンクリートの養生や、クラックを発生させない工夫等、しっかり書かれていた。</p> <p>超過の者については、高い価格であろうという事で入札してきているのではないかと。低入の3者については、調査基準価格ギリギリの線を狙って入札したのではないかと。</p> <p>想像ではあるが、そこまで苦勞して、落札したくはなかったのではないかと。</p> <p>維持工事では、かなりの事業者がヒアリングに応じてきている。業種にもよるのではないかと。</p> <p>率を出した事はない。</p>

平成28年度
十市海岸堤防改良(その3)工事

堤防工事をあえて4工区に分けているが、その理由はなにか。

一括審査という制度を導入した時に、これが正しいかどうかという議論はあったのか。

その1工事から順に落札者を決めて行くということで、この結果になっているが、例えば、その4工事から落札決定していくと、別の結果になると思う。そういったことで落札者が変わるということは、不思議な仕組みだと思う。そのような議論はあったのか。

どの順番が一番いいのか。マッチングの問題になるが、その方法を書いておけばいいのではないのか。是非検討をお願いしたい。

その4工事についてはどのようになったのか。大きな工事を分ける事は賛成で、かつての談合事件以来、分割できるものは分割して参加者の競争性を高めようという議論が進んできており、このように分けて発注されることは良いことだと思う。それと、低入札が多いが、以前、低入札時の提出書類が膨大だと聞いたような記憶がある。さらに改正され、厳しくなったという話も以前聞いたような気がする。今回のように低入札とそれ以外とで、わずかな差しかないような低入札について、全国的にもあるのか。

当工区は、南国工区の一部で、これ以外にもいろいろと工区がある。その工区毎に区間を区切って、工事を発注している。これを一括で発注すると、工事規模が大きくなり、大手業者となるため、工事規模を2億数千万程度にして、地元の業者で競争できるように分割して発注し、(1件ずつ)受注してもらうことにしている。

現在、試行という事で行っている。一括審査方式は、同じような工事を発注する場合に、バラバラに出すと、発注者側も受注者側も同じような資料を全てに用意しなければならないが、今回のようにまとめて(4件の工事に共通する)資料を出してもらい、順番に落札することにより、両者の事務負担の軽減と、同じ場所での施工ということで業者間の競争原理を期待する発注方式である。

そこまでの議論はないが、試行工事といいながら、3年目となっており、データを整理していく必要があると考えている。制度の目的は、品質確保と事務の軽減という所にあり、業界からの要望も特にない。

順番は、手続き上宣言して決まっている。

その4工事については、その後再公告を行って決定した。低入札については、南国工区以外でも低入札ギリギリを狙って入札してきており、今回も同様なことになったのではないかと。今回の低入札では、鋼管杭の価格が昨年度よりも若干上がっていたが、これを考慮せずに入札したのではないかと。それと、市販の積算ソフトもあり、必要な金額が出るようになってきているため、ギリギリの線を狙って受注したいという意識のあらわれではないかと。

平成28年度
山鳥坂ダム調査横坑試掘工事

1者入札だが、C等級でトンネルの施工実績を有することが競争参加資格要件であれば、それなりの事業者数はあると予想していたのか。

手掘りがあるなど、昔の炭鉱作業のような工事を求めているが、このような仕事をできる業者は少ないのではないか。確認した19者はこのような仕事ができるのか。

危険な工事に思えるが、途中で業者が、この工事は無理と判断したときの対応はどうなるのか。

この断面でないといけないのか。

工事内容が難しく、施工業者が少なくて、県外からとなると、一般競争入札にする事自体が無理なのではなかったのか。
プロポーザルか特命随契が妥当では。

愛媛県内で19者に資格があることを確認していた。

横坑試掘の作業ができる方は全国的にも少なく、当工事においても下請けとして九州から来ていただいている。

現時点までに、そこまでの事は生じていないが、本当に難しいとなれば当方と協議事項になると考えている。

ボウリング調査ではなくて、実際に人が入って断面を確認しなくてはならない。そのために必要な最小の断面である。

当工事は穴を掘るだけではなく、索道やモノレールの設置等もあるのでこのような入札としたが、全国的に少ない工事であり、結果的に1者であった。

(2)簡易公募型競争入札(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回 答
<p>平成28年度 横瀬川ダム植物モニタリング調査業務</p> <p>参加事業者の中で、業務成績の点数が一番良いところが業務に関する知識が低く、提案内容が有効でないところがあるが、業務において問題とならないのか。</p> <p>今回、技術評価点が一番高かった事業者が落札できず、(3者のうち)2者が低入調査辞退で無効となったが、2者とも低入調査に応じた場合、選び方はどうなるのか。応札した金額で固定されるのか。</p> <p>なぜ低入札の調査資料が出てこなかったのか。何故出さないのか、聞かないのか。</p> <p>あえて聞かない理由はなにか。</p> <p>工事の場合は総合評価で低入札になると評価点を公表していないが、業務は公表している。工事は計算していないのか。</p>	<p>評価点については、基本は加算点となっており、特に効果がある場合に加算しているもので、0点だったとしても業務をできないということではない。</p> <p>例えば両者共に調査資料が出て、2者共に問題なければ、評価値の高い方が落札する。</p> <p>理由を聞くようにはしていない。</p> <p>低入札価格調査はダンピング対策のため実施しており、調査基準価格を下回った価格で落札することについて、自社の経営判断として、また、過当競争が行き過ぎるとの業界として判断されたのではないかと。</p> <p>工事でも計算はしているが公表していない。</p>

(3)簡易公募型プロポーザル(建設コンサルタント業務等)

意見・質問	回 答
<p>平成28年度 河川水辺の国勢調査(ダム湖版)総括検討業務</p> <p>河川水辺の国勢調査は全国的にやっていると思うが、応札者が一般財団法人1者となっているが、これは全国的にもそうなのか。また、毎年継続して1者応札となっているのか。</p> <p>業務としては、一般のコンサルタント事業者でも可能なのか。</p> <p>地元ではなく、中央大手のコンサルタント事業者であれば、可能であるのか。他の整備局ではどうか。</p> <p>以前、他の地方整備局で発注していた時はどうだったのか。</p> <p>四国で発注をするようになってから財団法人1者になったようなイメージになるが、持ち回りで何年かずついろいろな整備局で行うようになるのか。</p>	<p>今回の検討業務は全国を総括する業務である。全国の河川水辺の国勢調査については、各ダム毎に発注しており、コンサルタント事業者が受注している。</p> <p>総括検討業務については、昨年度は1者の応募で、平成26年度については2者の応募があった。平成26年度から平成28年度まで、同じ者が受注している。</p> <p>平成26年度は一般のコンサルタント事業者が応募してきているので可能であると思うが、全国的な知識ノウハウが必要となる業務である。</p> <p>可能であると思っている。 総括検討業務は、全国の各地方整備局のものをとりまとめて四国で発注しているものである。</p> <p>他の地方整備局で発注をしていた時には、大手コンサルタントも競争に参加している。</p> <p>どうなるのかは確認できていない。</p>

(4) 一般競争(役務・物品)

意見・質問	回 答
<p>平成28年度 四国八十八景選定支援</p> <p>役務として発注しているが、応募してきたのは土木コンサルタント系の事業者である。コンサル系を意図していたのか、旅行会社等を含めて対象としていたのか。</p> <p>役務なら、他業界の方がマッチングしたのではないのか。資格要件は他の事業者も参加可能なのか。</p> <p>一般競争だが、予定価格は事前に公表したのか、それとも事後公表か。その予定価格はどのように作成されたものか。</p> <p>競争参加資格のB又はC等級と2等級になっているが、これはどういう意味があるか。また、5者に見積依頼をした内、何社が応札したのか。</p> <p>残りの3者は土木系コンサルか。</p>	<p>委員会の運営支援実績を条件としていたため、コンサルタント系が応募してくる事は想定していたが、作業の支援ということでコンサルタントでなくとも応募可能な役務として発注している。</p> <p>委員会の支援実績から、コンサルタント14者は把握していた。他にも運輸系等多くの業務を実施している事業者があるため、幅広いものと考えていた。</p> <p>事前に公表は行っていない。 事前に参考見積をコンサルタント事業者等5者から徴収し、その中から最低見積を採用して予定価格を作成した。</p> <p>予定価格からすれば、Cランクであるが、幅広く参加してもらうため、一つ上位のBランクも対象としたが、実績のあるDランクはいなかった。 5者の参考見積依頼事業者のうち、2者が応札した。</p> <p>そうです。</p>

2. 談合情報等の対応状況について

意見・質問	回 答
特になし	

3. 再度入札における一位不動状況(「価格が最低である業者が、当初入札時と同一となる案件」の発生状況)、低入札の発生状況について

意見・質問	回 答
特になし	

4. 指名停止状況について

意見・質問	回 答
特になし	

5. 全体について及びまとめ

低入札について、対応して頂いているが、どれくらいの数値(件数)が出ているのか、その傾向を見る必要があるのではないか。一般競争で、たまたま調査基準価格を下回ってしまうと、もう挽回できないようになっている。挽回するコストを考えると、次のチャンスにというのも一つの経営判断であろうと思う。一方、発注者側からすると、(技術力の)良い業者に適正な(安い)金額で発注するという機会を逸してしまっているのではないかという判断も少し必要なのではないかと思う。

先程あったように、技術評価点の高い所が、たまたま調査基準価格を少し下回ってしまったという場合に、ダンピングの恐れがあるという疑いはもちろんあるけれども、疑いをかけてしまったという事で結果的に発注の機会を逸してしまうということもあるのかなと思う。税金を使っているという立場で説明する必要があり、これは、今後の検討だろうと思う。

今回の事案としては、ルールによる競争の結果であると判断させていただいたが、発注者側の理屈から言うと、発注の機会を逸してしまっているのかなということを少し感じた。